訟記録の閲覧等の方法等）第二項第一号を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録しなければ			
第十五条第一項及び第二十三条第一項	書面又は電磁的記録により	書面で	
第十五条第四項及び第二百十一条第四項	前三項	第一項	
第二十三条第二項	又は電磁的記録が私人により作成されたもの	が私文書	
第二十四条第二項、第二十五条第一項及び第三項並びに第二十七条	資料	書面	
第二十五条第一項	記載し、又は記録した書面又は電磁的記録	記載した書面	
第二十六条前段	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	記載した書面を作成し、当該書面に記名押印しなければ	
第三十条の二第二項、第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第三項、第六十九条並びに第七十六条の二第一項前段	に係る電子調書	の調書	
第三十条の二第二項、第三十四条の七第二項、第六十六条第一項、第百二十二条の二第二項及び第百二十二条の三第二項	記録しなければ	記載しなければ	
第三十四条の七第二項、第七十二条、第七十六条、第百十六条第三項、第百十八条第二項、第百二十二条の二	電子調書	調書	